

別添 1

茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく補助事業概要

・対象者

・台風 25 号により、農作物等の収穫量が例年より 30%以上減少、かつ農業による総収入が例年より 10%以上減少している農業者

・補助事業

①樹草勢回復用肥料の購入費

対象要件：農作物及び果樹等の被害率 30%以上または 70%以上

補助率：2/3(被害率 30%以上の場合)

4/5(被害率 70%以上の場合)

※災害により弱った農作物の樹草を回復するための施肥を行う場合に対象となり、通常の追肥は対象になりません。

②病虫害防除用薬剤の購入費

対象要件：農作物、果樹等、林業用種苗の被害率 30%以上

養殖魚類の被害率 30%以上 70%未満

補助率：100%

※個々の農家で各自が防除するのではなく、病虫害の蔓延防止のために共同防除を行う場合に対象となります。

③代作用種苗肥料の購入費

対象要件：農作物の被害率 70%以上

補助率：4/5

④種苗購入費

対象要件：農作物及び林業用種苗の被害率 70%以上

補助率：100%

※樹草勢回復用肥料の購入費や病虫害防除用薬剤の購入費の補助との併用不可。

⑤融資事業

台風 25 号の被害を受けた農業者等に資金を融資する金融機関に対し、市町村が利子補給を行います。

対象要件：農作物等の被害率が例年より 30%以上、かつ例年における農業の総収入額から 10%以上減少した者

利子補給率：経営資金（種苗等、事業運営） 2.8%

施設復旧資金 2.8%

資金用途：経営資金（種苗、肥飼料、農薬等の購入、その他農業経営に必要な資金）

施設復旧資金（農舎・堆肥舎・温室等の復旧）

※農作物の被害率は、減収量が平年における収穫量に対して占める割合となります。

※補助内容については未確定のため内容については変更となる場合がございます。